



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

・長崎県知事管理漁獲可能量

所管課(室) 名

漁 業 振 興 課

告 示

長崎県告示第214号の2

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、長崎県において知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

令和7年4月1日から令和8年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。

【くろまぐろ(小型魚)】 879.900トン

【くろまぐろ(大型魚)】 234.700トン

【するめいか】 現行水準

2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項

令和7年4月1日から令和8年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。

【くろまぐろ(小型魚)】

長崎県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 87.985トン

長崎県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業 777.443トン

【くろまぐろ(大型魚)】

長崎県くろまぐろ(大型魚)定置漁業 71.254トン

長崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業 160.600トン

【するめいか】

長崎県するめいか漁業 現行水準

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四)
二二一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田宏
プリント